

## 7 出会い系サイト

# 「出会い系サイトの危険性」

### < 指導の趣旨 >

インターネットの電子掲示板や電子メールを通してのコミュニケーションは、交友関係や視野を広げる有効な方法である。しかし、いわゆる「出会い系サイト」は、売買春を目的とするものであったり、凶悪な犯罪につながったりすることも少なくない。

このようなサイトに軽い気持ちでアクセスし、特定の相手を見つけて電子掲示板の利用や電子メールの交換を続けるうちに、相手が良き理解者であるように思い込むことがある。しかし、文字だけのコミュニケーションで知ることができるのは、必ずしもその人の本当の姿ではなく、ほんの一部分であることを理解させる必要がある。さらに、最悪の場合、ストーカー行為や殺人、誘拐、婦女暴行などに発展した事例もあり、インターネットで知り合った相手と実際に会うことは、危険を伴う場合があることを認識させる必要がある。

### < 指導の視点 >

#### (1) 「出会い系サイト」の問題点

はじめから売買春の仲介を目的としたサイトがあり、軽い気持ちでアクセスすると取り返しのつかないことに発展する恐れがある。

出会い系サイトでの出会いがきっかけとなった殺人、誘拐、婦女暴行、青少年保護育成条例違反などが急増している。被害者は大半が未成年であり、特に女子中高生が多い。

#### (2) 本事例の問題点

出会い系サイトに不用意にアクセスしたこと。

電子メールのやりとりだけで相手のことを信用してしまったこと。

相手の素性がわからないまま、両親にも相談せず直接会いに行ったこと。

#### (3) インターネットで知り合った相手への対応

「出会い系サイト」はアクセスすべきではないが、「掲示板」や「チャット」を通して1対1のコミュニケーションが生まれることはあり得る。その場合、相手への対応として以下のことに注意する必要がある。

インターネットで知り合った相手の素性を確かめる方法はないので、相手とは直接会わないようにする。

個人情報（本名、住所、電話番号、学校名等、自分を特定できる情報）をむやみに知らせない。相手からの情報をうのみにしない。

### < 発展 >

「出会い系サイト規制法」について調べさせる。

出会い系サイトがきっかけとなった事件例を調べさせる。

### < 参照 >

警視庁：あぶない！出会い系サイト：出会い系サイト規制法の解説

<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/law/index.html>

警察庁サイバー犯罪対策

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

トラブル対応マニュアル・教師用資料 p.22

### < 用語の解説 >

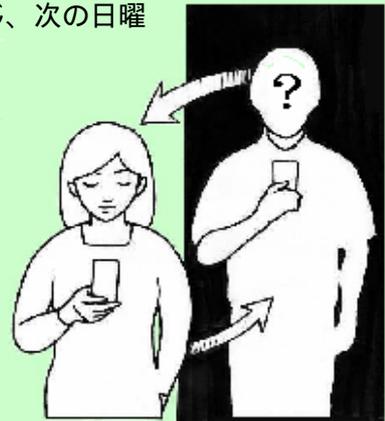
チャット・・・p.35 用語解説参照。

## 「出会い系サイトの危険性」

Aさんは出会い系サイトのアドレスを友達から教えてもらい、面白半分でアクセスしました。サイトを開いてみると、意外と書き込みの内容はまじめなものばかりでした。何げなくメル友を募集していた男子高校生と電子メールのやりとりをするようになり、悩みを打ち明けて相談に乗ってもらうようになりました。

そんな時、学校で友達とけんかをし、家でも面白くないことがあったばかりのAさんに、「直接会って相談に乗ってやるよ。」というメル友の男子高校生からの誘いがありました。Aさんはすっかり嬉しくなってその誘いに応じ、次の日曜日に会う約束をしました。

その約束の日、Aさんは「友達の家に行ってくる。7時までには帰ってくるから。」と嘘をついて家を出ました。ところが、10時を過ぎてもAさんは家に戻りませんでした。心配した家族が、心当たりの友達の家に電話をかけて尋ねてみましたが、だれもAさんのことを知りませんでした。いよいよ心配になった両親は、警察に届けてAさんを捜してもらうことにしましたが、翌日になってもAさんは帰ってきませんでした。



1 Aさんはなぜ会う約束をしたのでしょうか。

2 この事例の問題点をあげてみましょう。

3 インターネットで知り合った相手とのコミュニケーションを安全に行うには、どんなことに留意しなければなりませんでしょうか。